

**家庭用消費者製品における
製品安全表示図記号の使用・適用等に関する自主基準**

日本石鹼洗剤工業会

制定年月日：平成 28 年 12 月 16 日

はじめに

日本石鹼洗剤工業会では、2014年6月に当工業会の洗淨剤部会内に新たに『製品安全表示検討WG』を立ち上げ、重篤なトラブルに結びつく誤飲事故や皮膚や目のトラブル等の消費者製品を取り扱う際の事故を未然に防止することを目的として、より適切で消費者にとってわかりやすい製品安全表示を検討してきました。

その結果、新たに注意喚起語も含む製品安全表示図記号10種類が開発され、開発した図記号に関し、＜JIS S 0102-2000 消費者用警告図記号—試験の手順＞に準拠した理解度・視認性評価（消費者アンケート）を行いました。複数回の図案改正及び再度の消費者アンケート実施により、2016年春に、消費者の理解度・視認性に関し当該JIS基準を満たす製品安全表示図記号（10種類）が完成しました。

本自主基準は、『製品安全表示検討WG』で検討を進めてきた製品安全表示図記号の使用・適用方法等に関して、日本石鹼洗剤工業会の基準（ガイドライン）を定めたものです。

今後、日本石鹼洗剤工業会では、本ガイドラインに定められた自主基準をベースに、本製品安全表示を製品ラベルに適用していくと共に、本図記号への消費者の理解を深めるための啓蒙活動を行い、製品取扱時の事故防止に努めていきます。また、本基準に賛同していただける国内外の工業会を募り、協調連携の輪をひろげていきたいと考えています。

平成28年12月16日

日本石鹼洗剤工業会
製品安全表示検討WG リーダー
服部 泰幸

目次

| | | |
|-------|---------------------------------|---|
| 1 | 目的 | 2 |
| 2 | 適用製品 | 2 |
| 3 | 図記号の使用について | 3 |
| 3.1 | 表示に関する基本原則 | 3 |
| 3.2 | 表示方法及び留意点 | 3 |
| 3.3 | 使用許諾及び制限 | 4 |
| 4 | 運用 | 5 |
| 附属書 1 | 製品安全表示図記号及び注意書き | 6 |
| 附属書 2 | 予見される事故に関連する安全図記号及びその防止効果 | 8 |

1 目的

「製品安全表示図記号の自主基準（以下、本自主基準という）」は、石鹼・合成洗剤及び洗浄剤などに適用される製品安全表示図記号（以下、図記号という）の表示規則及び表示方法を定め、各事業者が図記号を適切に選択し表示できるようにすることを目的とする。

2 適用製品

本自主基準は、日本石鹼洗剤工業会（以下、当工業会という）で取り扱う表 1 に記載されている家庭用の石鹼・合成洗剤及び洗浄剤などに適用される。

表 1. 本自主基準の対象製品

| 分類 | 対象製品 |
|---------|---|
| 石鹼・合成洗剤 | <ul style="list-style-type: none">● 洗濯用・台所用石鹼● 衣料用（洗濯用）合成洗剤● 台所用合成洗剤● 住宅・家具用合成洗剤 |
| 洗浄剤・漂白剤 | <ul style="list-style-type: none">● 住宅・家具用洗浄剤（酸・アルカリ洗浄剤）● 衣料用・台所用・住宅用漂白剤（酸素系・塩素系漂白剤） |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">● 柔軟仕上げ剤● 洗たく用仕上げ剤（洗濯のりなど）● クレンザー |

尚、表 2 に記載の「洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準」の対象製品については、洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準を遵守すること。

表 2. 洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準の対象製品

| |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 「有害性物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に指定されている成分を含有する家庭用の洗浄剤。2. 「家庭用品品質表示法」に定める次の製品。<ol style="list-style-type: none">(1) 酸性洗浄剤・アルカリ洗浄剤及び塩素系洗浄剤 ただし、特別注意事項表示である（「混ぜるな危険」表示）が不要なものを除く。(2) 塩素系漂白剤 |
|---|

3 図記号の使用について

3.1 表示に関する基本原則

図記号の選択及び表示に関する、基本原則を下に示す。

(1) リスクに基づいた表示

図記号の表示目的は、安全性に関する使用上の注意を消費者に喚起し事故防止等に繋げることである。したがって、図記号の使用の対象を、消費者に重大な事故又は健康被害を及ぼすリスク（有害性×暴露）の高い製品に限定することを原則とする。

(2) リスクの評価

リスクの評価を行う際、有害性については GHS 分類や過去の事件事例での重篤度など、また暴露については製品形態や使用状況または事故件数などを参考とすることが望ましい。

(3) 図記号の選定・表示

想定されるリスクにあわせて適切な図記号を選定すること。尚、想定されるリスクが複数ある場合は、対応する全ての図記号を選定することが望ましい。

(4) 既存の図記号について

同じまたは同等の意味の別の図記号が既に表示されている場合は、消費者の混乱を避けるために、本図記号と置き換えることが望ましい。

(5) 選定・表示の責任者

リスクの評価及び図記号の選定は、当該製品の製造者および／又は販売者が責任をもって行う。

(6) 免責

当工業会は本図記号の著作権（商標権）を保有するが、この表示のいかなる誤使用、あるいは本図記号が記載された製品のいかなる使用に関連する事故にも責任を負わない。

3.2 表示方法及び留意点

本図記号を表示する場合の表示方法及び留意点を示す。

表示方法

(1) 図記号を表示する際には、製品表示上の法規定は遵守しなければならない。

(2) 図記号は通常消費者から見える位置に表示する（底面等への表示は不可）。

(3) 図記号とともに本図記号の意味を表す注意書きも記載する（附属書1参照）。

(4) 注意書きは、できるだけ図記号に接した位置（例えば、真下又は真横）に記載することが望ましいが、注意書き項目がラベル上に別途設定されている場合は

そこに記載してもよい。

- (5) 図記号および注意書きは、消費者が見やすい大きさであること。尚、図記号を単独で使用する場合には、図記号の大きさは直径 **8.5mm** 以上で使用する事が望ましい。
- (6) 複数個の図記号を表示する場合は、一箇所に表示するなど消費者が見やすいように配慮する。
- (7) 図記号は、それぞれの図記号で決められた色（赤、白、黒および青）で表示する。ただし、使用方法や注意書き等に関連する表示が単色で行われているなどのやむを得ない場合は、単色表示でもよい。
- (8) 複数個の図記号を採用する場合は、重要度（リスクの大きさ）の順に図記号を配置する。

3.3 使用許諾及び制限

本自主基準に定める図記号（ただし、付属書 1 の 1～9 の図記号）は、当工業会が所有する登録商標である。しかしながら、図記号はその性質上、一般に平易に認知され、またできるだけ共通化することが消費者にとって重要であるため、下記の目的で使用する限りその使用を認めるものとする。

尚、当工業会会員以外の使用の際は、当工業会事務局に使用許諾をもらうこと。ただし、原則使用料の支払いや著作権の表示等の必要はないものとする。

- (1) 製品への安全表示。
- (2) Web サイト他、図記号を行っている対象製品に関する広告物への表示。
- (3) 製品を保管または使用する場所に掲示するシール、看板などへの表示。

禁止事項

以下に該当する場合は、使用を認めない。また、以下に該当する使用を認識した場合には、当工業会から使用の中止を求める場合がある。

- (1) 個々のメーカーの製品の商標やブランドであるように示された使用。
- (2) 製品の訴求に関連づけた使用。
- (3) 営利目的での使用。
- (4) 図記号の改変や加工などを施しての使用。
- (5) 誤認を生じる恐れのある図記号の使用。
- (6) 図記号のイメージを損なう恐れ及び信用毀損、誹謗中傷の意図が認められる使用。
- (7) 犯罪行為またはその恐れがあると認められる使用。
- (8) 公序良俗に反する行為、またはその恐れがあると認められる使用。

(9) その他図記号の使用が適当でないと認められるもの。

4 運用



(1) 会員企業は本自主基準を遵守するものとする。

(2) 本自主基準は必要に応じ適宜見直すことが出来る。

付則 本自主基準は、2018年1月1日以降に出荷される製品から適用されるものとする。尚、当工業会会員各社は、実施開始日より2年以内に製品へ適用することが望ましい。

附属書 1 製品安全表示図記号及び注意書き

| | 注意書き記載例 | 図記号 | その他注意書き記載例 |
|---|--------------------------|---|--|
| 1 | 子供の手が届くところに置かない |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 子供に注意 ● 子供の手に触れないようにする ● 子供の手の届かないところに保管 (参考) Keep away from children |
| 2 | 目に入らないようにする |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 目に注意 ● 目に入らないよう注意 ● 失明のおそれがある ● 目を傷める (参考) Keep away from eyes |
| 3 | 飲み物ではありません 又は 飲み物ではない |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 飲食するな ● 飲むな危険 ● 飲んではいけません (参考) Do not ingest |
| 4 | 他の容器に移し替えない |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 他の容器に詰め替えない ● 他の容器に移して使用しない (参考) Do not change container to store contents |
| 5 | 同時に使用しない |  | <ul style="list-style-type: none"> ● まぜるな危険 ● ～と併用不可（波線の部分には、混ぜることで有毒ガスを発生させる相方の製品タイプを記載：例えば、酸性タイプなど） (参考) Do not mix with other products |
| 6 | 保護手袋を使用する |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 手袋使用（あるいは着用） ● 炊事用手袋使用（あるいは着用） (参考) Wear protective gloves |
| 7 | 保護手袋・マスクを使用する |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 手袋・マスク使用（あるいは着用） ● 保護具の使用（あるいは着用） (参考) Wear protective gloves and a mask |
| 8 | 使用後は手を水で洗う |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 使用後は手を洗う ● 使用後は水で十分に洗い流す (参考) Rinse hands after use |

| | | | |
|----|-----------------------|---|---|
| 9 | 製品が目に入った場合は、水で十分に洗い流す |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 目に入った時は流水でよく洗う ● 目に入った場合はすぐ直ぐに水で洗う <p>(参考) Rinse eyes thoroughly with water</p> |
| 10 | 必ず換気する |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 必ず換気 ● 換気を良くして使用 ● 換気扇を回す等必ず換気する ● 使用時は窓や戸を開ける <p>(参考) Use only in a well-ventilated area</p> |

注) 上記注意書きは推奨例であり、同一の意味を示す文言であれば、当該製品の製造者および／又は販売者による軽微な変更は可とする。

附属書 2 予見される事故に関連する安全図記号及びその防止効果

本文の 3.1 にあるように、安全図記号の表示目的は、安全性に関する使用上の注意を消費者に喚起し事故防止等に繋げることである。したがって、図記号の適用対象は、消費者に重大な事故又は健康被害を及ぼすリスク（有害性×暴露）の高い製品に限定することを原則としている。

下記付属書 2 では、製造者および／又は販売者が適切な図記号を選択するための参考として、予見される事故、それに相当する図記号及び図記号表示によって期待される事故防止効果を記載している。ただし、最終的な表示の決定は、この附属書にのみにとらわれることなく、過去の事故件数や事故の重篤度合い等も考慮して、当該製品の製造者および／又は販売者が責任をもって判断すべきである。

| 予見される事故 | 対象となる図記号 | 期待される事故防止効果 |
|--------------------------------------|---|--|
| 子供の誤飲・誤食、皮膚及び／又は目への暴露 |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 子供の手が届くところに置かないことを喚起し、子供の誤飲・誤食又は誤接触を防止 |
| 目に入ったことによる目や角膜などの損傷（目刺激、目の炎症、角膜損傷など） |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 目に入った場合、目刺激または目の損傷の可能性があることを喚起し、目に入る事故を防止 |
| |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 製品が目に入ったまま放置せず、目を水で洗うことを喚起し、目を損傷させる事故を防止。（製品によっては目に入っても刺激がほとんどないため、そのまま放置し、重大な目の損傷を引き起こすこともある） |
| 誤飲・誤食などによる健康被害（悪心、嘔吐、消化器官損傷、誤嚥、下痢など） |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 誤飲・誤食により、健康被害を引き起こす可能性を喚起することで、誤飲・誤食を防止 ● 飲み物と誤認することを防止 |
| 同時使用または混合使用による事故（ガス発生、発熱など） |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 同時使用で製品同士が混合され、塩素ガス等の有害性ガスが発生することを防止 |

| | | |
|--|---|---|
| 詰め替えによる事故（誤飲、液漏れ、金属等の腐食によるガスの発生、製品表示の欠損など） |  | <ul style="list-style-type: none"> ● ペットボトル等の指定外の容器への移し替えによる事故を防止（製品の誤飲、製品との直接接触などの事故の間接要因となるケース） ● 容器の不適合による液漏れ、ガス発生などの事故を防止 |
| 皮膚接触による皮膚の損傷（皮膚刺激、手荒れ、化学熱傷など） |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 製品取扱時、手が直接製品に触れることによる手荒れ等の皮膚トラブルを防止 |
| |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 製品取扱時、手が直接製品に触れることによる手荒れ等の皮膚トラブル防止と製品の飛散／吸入による呼吸器トラブルを防止 |
| |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 製品使用後、製品が手についたまま放置することにより手荒れ等の皮膚トラブルを防止 |
| 吸入による健康被害（悪心、めまい、呼吸器管刺激又は損傷など） |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 製品取扱時、手が直接製品に触れることによる手荒れ等の皮膚トラブル防止と製品の飛散／吸入による呼吸器トラブルを防止 |
| |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 浴室などの密閉環境での製品又は製品混合によるガス等に起因する事故を防止 |

製品安全表示図記号の自主基準作成委員会 構成表

| | 氏名 | 所属 |
|--------|--------|--------------------------|
| (委員長) | 服部 泰幸 | 花王株式会社 |
| (副委員長) | 熊谷 善敏 | プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 |
| | 染矢 慶太 | ライオン株式会社 |
| (委員) | 山口 満里子 | NS ファーフア・ジャパン株式会社 |
| | 笠井 裕 | 花王株式会社 |
| | 上中 博和 | 花王株式会社 |
| | 花田 満男 | 花王株式会社 |
| | 及川 佳寿子 | 花王株式会社 |
| | 波多野 理香 | 日油株式会社 |
| | 登口 扶由子 | ユニリーバ・ジャパン株式会社 |
| | 飯原 禎 | ライオン株式会社 |
| | 大竹 正子 | 洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会 |
| (事務局) | 片桐 勤 | 日本石鹼洗剤工業会 |
| | 戸田 正一 | 日本石鹼洗剤工業会 |